

[参考説明]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

指 摘 区 分		基 準
指摘事項	公 表	合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反又は不当な事項、又は法規等には違反しないが、その妥当性（公正性、正確性、適正性、3E（経済性、効率性、有効性）など）に問題があり不適切であると認められるもの
意見・要望事項		合規性、正確性の観点から、法規等に照らし違反とまでは言えないものや、その妥当性等に何らかの課題が認められるもので、指摘事項とまでは言えないが、監査委員が意見や要望等として表明し改善を求めるもの
指導・注意事項	非公表	上記に該当しない軽微な違反や不適切事項などで、口頭指導するもの

注：法規等とは、法令、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなどを含む広義のもの  
妥当性には、広義の社会性や市民感覚等も含まれる